

3. 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）外相会合

日豪共催核軍縮・不拡散に関する外相会合 （概要）

平成22年9月23日

軍備管理軍縮課

1. 会合の概要

22日NY時間午後6時20分から7時15分まで、ニューヨークの豪州代表部において、10か国の外務大臣又は代理が出席し、日豪共催核軍縮・不拡散に関する外相会合が行われた。出席者は以下のとおり。

我が国	前原外務大臣（共同議長）
豪州	ラッド外相（共同議長）
ドイツ	ヴェスターヴェレ外相
オランダ	デホイヤー外務省政務局長
ポーランド	シコルスキ外相
カナダ	ブロデュアー外務省国際安全保障担当次官補・政務局長
チリ	スコクニク・ウィーン代表部大使
メキシコ	ロブレド外務次官
トルコ	ダーヴトオール外相
アラブ首長国連邦	アブダッラー外相

2. 会合の概要

（1）共同議長からの冒頭発言

冒頭、前原大臣（共同議長）から、核軍縮は気候変動と同様に人類が世代を超える責任感を持つことができるかどうかを問われる課題である、核軍縮・不拡散を追求することが核リスクを最小化し、国際の平和と安全を導くものである、本日参集した国々は、NP T運用検討会議での合意を着実に履行することはもちろん、核軍縮・不拡散に関する創造的な政策を提案し実現していくことができると考えている、1年後の第2回の外相会談に向けて作業を継続し、その成果をグループとしての「行動計画」のような形で発表していきたいと述べた（別添1）。

ラッド豪外相は、豪州と日本は核軍縮・不拡散分野で協力を進めてきており、2008年には「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」を日本と共に立ち上げた、我々はNP T運用検討会議の結果に基づいて核軍縮を進める必要がある、日豪はNP T運用検討会議において協力したが、その協力を他の国に拡大していきたいと考えている、新しいグループでは、透明性・不可逆性・検証可能性を伴う核軍縮、C

T B T の早期発効，カットオフ条約の早期交渉開始，I A E A 追加議定書の普遍化といった点を強調していきたいと述べた。

（２）各参加者からのステートメント

両共同議長以外の８名の参加者からステートメントが行われた。ヴェスターヴェレ独外相は，この日豪のイニシアティブを強力に支持する，次回の外相会合はベルリンで開催する用意がある等述べた。アブダッラーU A E 外相は，原子力の平和的利用を促進している国として，このグループはN P T の３本柱（核軍縮，不拡散，原子力の平和的利用）を前進させるのに貢献すると考えていると述べた。シコルスキ・ポーランド外相は，日豪のイニシアティブを歓迎する，ポーランドはこのグループの活動を積極的に支持していきたいと述べた。

（３）外相共同ステートメントの採択

続いて，１０名の外相による「核軍縮・不拡散に関する外相共同ステートメント」を全会一致で採択した（別添２：英文及び仮訳）。

（４）締めくくりの発言

会合の締めくくりとして，前原大臣から，メンバーシップについては柔軟に考えることとし，共同歩調をとる国があれば積極的に取り込んでいきたいと述べ，参加者の意見の一致を見た。また，前原大臣は，グループとして扱うテーマについては，①核兵器の数と役割の低減（消極的安全保証の実効性を高めること及び「唯一の目的」の考え方），②カットオフ条約の早期交渉開始を特に強調したい，そして，第２回目の外相会合の実施に向け，グループとして目指すべき方向性を「行動計画」のような形で打ち出していきたいと述べた。

（了）

(仮訳)

核軍縮・不拡散に関する外相共同ステートメント

1. 我々、豪州、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦の外相は、2010年NPT運用検討会議で全会一致で採択された結果を前進させ、相互に強化し合うプロセスとしての核軍縮・不拡散の課題を推し進めるという目的を共有する。
2. 我々は、核軍縮を達成するための不可欠な基礎であり、世界的な核不拡散体制の礎石であり、かつ、原子力の平和的利用発展の基盤であるものとしての核兵器不拡散条約（NPT）に対する共通のコミットメントを再確認する。我々は、NPTへの普遍的な参加の重要性を強調し、また、すべてのNPT非締約国に対し、NPTに非核兵器国として即時に加入することを求める。
3. 我々は、2010年5月のNPT運用検討会議の成果を歓迎し、核兵器のない世界という目標を達成する決意を新たにす。我々は、核兵器の完全な廃絶を達成するための核兵器国による明確な約束の根本的な重要性を再確認する。また、我々は、すべての締約国がNPT及び国際原子力機関（IAEA）の義務を完全に遵守することの重要性を認識する。
4. 我々は、核兵器が人類に深刻な脅威を与えていることを認識し、核兵器のいかなる使用による破滅的な人道上の結果をも深く憂慮し、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を常に完全に遵守する必要性を再確認する。
5. 国際の平和と安全を強化する観点から、我々は、核兵器のない世界を実現する途上における一里塚としての「核リスクの低い世界」に向けた具体的かつ実践的措置について共に取り組むことを決定した。

<核軍縮>

6. 我々は、核兵器の使用又は核兵器の使用の威嚇に対する唯一の保証は、それらの完全な廃絶であることを再確認する。我々は、核軍縮が核不拡散体制を強化することに同意する。
7. 我々は、核軍縮は次のことによって最も良く達成されると考える。
(1) 戦略核兵器及び非戦略（戦術）核兵器の双方の数の削減

- (2) 安全保障戦略における核兵器の役割の低減
 - (3) 核兵器の偶発的使用のリスクの低減，並びに国際の安定及び安全を促進する方法での核兵器システムの運用状態の更なる低減の検討
 - (4) 核軍縮プロセスにおける不可逆性，検証可能性及び透明性の原則の適用
8. 核軍縮は，これらの原則を包括的な形で前進させることにより，核兵器保有国間の相互の信頼の着実な発展が導かれたとき，効果的に進展させられる。
9. 我々は，包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効及びシャノン・マンドートに基づく兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉の即時開始及び早期妥結が核軍縮を達成するための不可欠なステップであり，力強さと決意をもって追求されるべきものであると固く信じる。
10. 我々は，すべての核兵器保有国に対して早急に，又は，アメリカ合衆国及びロシア連邦の場合は追加的に，核兵器を削減し，また，軍縮義務の履行の進捗を定期的に報告することを含め，効果的な検証と強化された透明性のような信頼醸成措置を追求するよう要請する。すべての核兵器保有国にとっての喫緊の第一歩としての措置は，少なくとも現在の水準から核兵器数を増加させないことについてのコミットメントであるべきである。
11. 我々は，2010年NPT運用検討会議により支持された中東非核兵器及びその他のすべての非大量破壊兵器地帯の創設に関する2012年の会議開催に向けた実践的な措置を支持し，同会議の実現のために必要な支援を行う。
12. 我々は，特に，強力な検証制度に支えられた，核兵器禁止条約又は独立して相互に強化し合う措置の枠組みに関する合意についての交渉を検討することを含む，国連事務総長による5項目の核軍縮のための提案に留意する。

＜核不拡散＞

13. 不拡散と核軍縮は相互に強化し合うものである。我々は，効果的な不拡散体制は核軍縮の可能性を強化することに同意する。
14. 我々は，非核兵器地帯が，核不拡散体制の強化及び核軍縮の達成への貢

献を通じて、いかに国際及び地域の平和と安定を促進させることができるかについて議論を深める時であると確信し、当該関係地域の国家間で自発的に達成された手段に基づいて非核兵器地帯を設立するためにとられた措置を支持する。

15. 我々は、保障措置義務の不遵守のすべての問題を、IAEA憲章及び加盟国のそれぞれのコミットメント及び法的義務（関連する国連安全保障理事会決議を含む。）と完全に合致する形で解決することの重要性を強調する。
16. 我々は、すべてのNPT締約国に対し、IAEAがその任務及び責任を遂行する上で必要となるすべての支援引き続き受けることを確保するよう要請する。我々は、包括的保障措置協定（CSA）及び追加議定書（AP）を締結及び履行していないすべての国に対し、可及的速やかに締結及び履行することを要請し、また、途上国に対し、当該国がIAEA保障措置に関する義務を履行するために必要な協力と支援を行うことの重要性を強調する。

<原子力の平和的利用>

17. 我々は、NPT各締約国の原子力の平和的利用に関する奪い得ない権利を認識し、また、気候変動及びエネルギー安全保障の懸念に対応する方法として原子力に対する需要が高まっていることを考慮し、世界全体の平和、健康及び繁栄に対する原子力の平和的利用の貢献を促進及び拡大していくための協力は、IAEA憲章の中心的な目的であることを強調する。我々は、原子力の利用は、国内法令及び関連する国際的義務に合致した、保障措置へのコミットメント、進行中の保障措置の履行並びに原子力安全及び核セキュリティの適切かつ効果的な水準が伴わなければならないことを確認する。
18. 我々は、核テロリズムの深刻な脅威を認識しつつ、核セキュリティを強化するために共に取り組むというコミットメント（国連安保理決議第1540号（2004年）等の関連する国際的な要請に完全に充足することによるものを含む。）を再確認する。我々は、すべての脆弱な核物質を4年以内に管理するために協力的に取り組むため、2010年ワシントン・核セキュリティ・サミットにおいて行い、2012年に大韓民国で開催される次回核セキュリティ・サミットで前進させるコミットメントの実施を積極的に追求する。

<次のステップ>

19. 我々は、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用及び中東という4つの副題の下での2010年NPT運用検討会議の結論及び64のすべての勧告の実施に対するコミットメントを再確認する。
20. 我々は、核兵器（戦術核兵器を含む。）の数の更なる低減並びに安全保障に関する戦略、コンセプト、ドクトリン及び政策における核兵器の役割の低減のための取組に焦点を当てることを決定する。この文脈において、我々は、核軍縮の途上における重要なステップとして、消極的安全保証の実効性を高めることといった考え方は検討に値すると考える。
21. 我々は、認識されている核兵器の安全保障上の又は政治的な利益よりも人類に対する重大な脅威が上回るという、拡大しつつあるコンセンサスに貢献することを希望する。
22. 我々は、2014年のNPT準備委員会に対して核兵器国が自らの核軍縮義務について報告するというコミットメントを実施するに際し、核兵器国が使用する「標準化された報告形式」の発展に向けていかにして最も効果的に貢献できるかにつき検討する。
23. 我々は、条約発効までの核実験による爆発及びその他のあらゆる核爆発のモラトリアムを維持することの重要性を強調しつつ、CTBTの早期発効を促進するためのあらゆる取組を支持し、また、検証制度の発展を支持する。また、我々は、すべての核兵器保有国が兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言及び維持することを要請しつつ、FMCTの交渉と発展を慫慂する。そのような取組の一つとして、我々は、他国との対話を通じてFMCTの履行に資する検証のような問題へのアプローチの発展を支援する。
24. 我々は、それぞれの地域における追加議定書の普遍化に貢献するとの観点から、特に、包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない国におけるIAEAのアウトリーチ活動を促進する手段として、IAEAとの協力を強化する方法を探求することを決定する。
25. 我々は、すべての国に対し、核兵器のない世界という我々の目標を前進させるために、社会の意識を啓発する目的で軍縮・不拡散教育を可能な限り促進するよう奨励する。

ニューヨーク
2010年9月22日

第2回核軍縮・不拡散に関する外相会合 (概要と評価)

平成23年4月30日
軍備管理軍縮課

1 全体概要

4月30日、ベルリンのドイツ外務省迎賓館において、地域横断的な非核兵器国10か国の第2回核軍縮・不拡散に関する外相会合が開催された。これは、昨年9月に国連総会の機会に日豪両政府が共催した核軍縮・不拡散に関する外相会合に続くもので、メンバー国であるドイツが第2回会合を主催したもの。午前11時30分から13時まで外相会合、その後共同記者会見が行われ、午後2時20分から3時30分までワーキング・ランチが実施された。出席者は以下のとおり。

我が国	松本外務大臣
ドイツ	ヴェスターヴェレ外相（議長）
豪州	ラッド外相
メキシコ	エスピノサ外相
オランダ	ローゼンダール外相
アラブ首長国連邦	アブドッラー外相
カナダ	シンクレア外務省国際安全保障局長
チリ	ラーベ・ウィーン代大使
ポーランド	ナイダー外務次官
トルコ	イルデム外務省国際安全保障局長

2 会合の概要

（1）松本大臣の発言

松本大臣は、冒頭、東日本大震災に際して集まったすべての国から支援の意思が表明されたことに謝意を表明した。福島第一原発事故に関しては、計画的に事態の収束を目指す段階に入ってきていること、今後、今回の事故を徹底的に検証し、そこから得られる知見や経験を最大限の透明性をもって国際社会と共有していくことを表明した。

続いて、この10か国の取組が、「核リスクの低減」をキーワードに、参加国間の活発な議論を通じて具体的な行動の段階に入ってきていることを歓迎し、FMCT（兵器用核分裂性物質生産禁止条約）の交渉開始、核軍縮における透明性の確保、核不拡散への取組の重要性等に言及しつつ、10か国の外相が政治的意思を結集し、これから具体的提案に基づく行動を進めていくことを提案した。

（2）各参加者からの発言

すべての参加者から我が国が経験した東日本大震災に関し、犠牲者に対する哀悼の意と、復興に向けた連帯の意図が表明された。

ヴェスターヴェレ独外相は、FMCT及びCTBTを優先的に取り組む意向を表明し、FMCTについては、軍縮会議（CD）で交渉を開始できなければ代替策を検討すべきであり、国連総会に対してあらゆるオプションを検討するよう提案すべきと述べた。

ラッド豪外相は、このグループを「NPT I（軍縮・不拡散イニシアティブ Non-proliferation

and Disarmament Initiative)」と呼ぶことを提案し、受け入れられた。また、F M C Tや核軍縮の報告フォームといった優先項目について、創造的な提案を行うべきと主張した。

エスピノサ墨外相は、国連場裏で核軍縮・不拡散に関する進捗に乏しいことを指摘し、この10か国が重要な役割を果たしうると述べた。

アブダッラーU A E外相は、メンバー国すべてがI A E A追加議定書を批准したことに言及しつつ、追加議定書の普遍化を第一に考えていきたいと述べた。

ローゼンタール蘭外相は、軍縮と不拡散が表裏一体であり、共に進めていくことが必要であると述べ、また、自国内の市民社会等に対するアウトリーチ（軍縮不拡散教育）の重要性を強調した。

また、アブダッラー外相からはイランに関する問題が提起され、イルデム・トルコ国際安全保障局長からは、北朝鮮のN P T脱退問題が言及されたのを受けて、核不拡散に係る現実の外交問題についても触れられるところがあった。

（３）ベルリン・ステートメントの採択

この後、核リスク低減の重要性、2010年N P T運用検討会議の合意を着実に履行することへの決意、原子力安全強化の必要性等に言及するとともに、F M C T早期交渉開始、C T B T（包括的核実験禁止条約）早期発効、核兵器国による核軍縮の進捗に関する報告フォーム（透明性向上）、I A E A追加議定書の普遍化等に関する具体的提案を含む成果文書「ベルリン・ステートメント」を全会一致で採択した。

（４）ワーキング・ランチでのやり取り

ワーキング・ランチでは、グループの今後のあり方について活発な議論が行われた。メンバーシップの拡大に関しては、様々な意見が提示されたが、松本大臣が参加希望を表明している国にも配慮しつつ、オープンかつ柔軟なアプローチをもって検討したいと述べ、意見の一致を見た。

また、特に核軍縮の進捗状況に関する報告フォーマットをめぐり、核兵器国との協議を進めていくことについても意見交換が行われた。

9月の国連総会の直前に第3回の外相会合を行うことで一致し、今後作業を加速化し、F M C Tや核軍縮の報告フォーム等で具体的な行動の進捗を確認することで意見が一致した。2012年はトルコが外相会合を主催することになり、このイニシアティブを更に活性化していくことが明確になった。

3 評価

（１）参加10か国中6か国の外相が集まり、2010年N P T運用検討会議のモメンタムを維持するとともに、そこで勧奨された行動計画の実施の加速に向けて貢献していく力強い政治的意思を共同ステートメントの形で国際社会に対して発信することができた。

（２）特に、今回の外相会合では、F M C T、核軍縮の進展に関する核兵器国の報告フォーム、I A E A追加議定書の普遍化といった重要な事項につき、外相間で議論を深めるとともに、今後の道筋に関する具体的提案を提示した。

（了）

外相による核軍縮・不拡散に関するベルリン・ステートメント

1. 我々、豪州、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦の外相は、2010年9月22日のニューヨークにおける第1回会合で採択された共同ステートメントに示されたように、核軍縮の実現及び国際的不拡散体制強化に向けて取り組むという共同の意志を再確認する。核兵器使用の可能性によって人類がさらされている危険並びに増大する拡散リスクに対処し、核兵器を削減し、核セキュリティを強化し、また、原子力安全を強化する必要性を認識しつつ、我々は、核リスクを低減し、核兵器のない世界への途上において明白な進展を達成することが喫緊の課題であると認識する。

2. 我々は、核軍縮を実現するための不可欠な基礎であり、世界的な核不拡散体制の礎石であり、かつ、原子力の平和的利用発展の基盤である核兵器不拡散条約（NPT）に自らの取組の基礎を置いている。2010年NPT運用検討会議のコンセンサスによる成果は、NPTの3本柱を包含する行動計画と、中東非核兵器及びその他のすべての非大量破壊兵器地帯の目標により、実践的な課題を設定した。我々は、すべてのNPT締約国によるコミットメントの履行を促進し、支援していくこと、また、実践的な貢献及び提案を通じて更なる進展を唱道していく決意である。

3. 我々は、核兵器の使用又は核兵器の使用の威嚇に対する唯一の保証としての核兵器の完全な廃絶への新たな要求を歓迎し、支持する。また、我々は、その結果として、核兵器の数、並びに安全保障戦略、概念、ドクトリン及び政策における核兵器の役割を、更に低減する必要性を認識する。我々は、最近の進展、特に米露間の新START条約の発効及び、削減プロセスを継続するとの両国による意図表明を心強く思い、このプロセスにすべての種類の核兵器が含まれる必要性を強調する。我々は、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を核軍縮プロセスに適用しつつ、他のすべての核兵器保有国もこれに続くことを強く希望する。

4. 我々は、NPTに規定されているように、締約国による平和目的のための原子力の開発、利用の権利を認識する。我々は、福島第1原子力発電所の最近の出来事を踏まえ、原子力発電所の安全を最高レベルに引き上げ、また、原子力安全措置を国際的に強化する国際的な要求に賛同する。我々は、国及び地域のレベル及び、国際会議及び国際機関、特にIAEAで既に始まっている議論を支持する。我々は、本年6月20日から24日にウィーンで開催予定の原子力安全に関する閣僚会議への天野IAEA事務局長による招待を歓迎する。

(仮訳)

5. 今日のグローバルな安全保障の問題がこれまで以上に協力的で、かつ多国間の解決を必要としていることを認識するに、今こそ多国間の取組を再活性化し、強化する時である。2010年NPT運用検討会議の行動計画に示されている多くの課題は、多国間の取組の成功を通じてのみ履行できる。10年以上にわたり、多国間軍縮機関は、国際的な安定を高め、開発を促進し、そしてすべてにとっての安全を向上する大きな可能性を活用できないまま、効果的な多国間の軍備管理及び軍縮を通じて差し迫った安全保障の挑戦に対処するという、国際社会の期待に応えてこなかった。2010年9月24日にニューヨークで国連事務総長が主催したハイレベル会合でのメッセージは明白である。国際社会はこれ以上の時間を失うことを受け入れない。我々は、多国間軍縮機関の再活性化を一致して求める。

6. 昨年のNPT運用検討会議において達成された前向きな行動計画に関するコンセンサスは、必要な政治的意志があれば、協力的で多国間の軍縮・不拡散の取組が機能することを証明した。我々の目的は、そのような成功裏の結果のモメンタムを維持し、また、その実施を促進することである。この目的により、我々は、行動計画の主要な事項に関する行動に向けた以下の具体的な提案を採択した。

提案1：NPT締約国の間には、核兵器のための核分裂性物質の生産は停止されなければならないとのコンセンサスがある。兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)は、将来における核軍備競争のリスクを抑制し、非国家主体がそれらの物質を取得する危険を軽減するだろう。そのような条約は、世界の脆弱な核物質を防護するために行われている取組を補完するだろう。それは、核兵器のない世界の途上において必要不可欠な措置である。その行動計画において軍縮会議(CD)でのFMCT即時交渉を求めたNPT運用検討会議から1年が経過し、それが履行されていないことに対し、我々は深く失望している。交渉の過程においてすべての国の安全保障上の要求に対処しなければならないことを認識しつつ、我々は、これ以上の遅延の理由及び言い訳はないことと強調する。

1月26日、潘基文国連事務総長は、FMCTのための信頼醸成に寄与し、CDが作業計画に戻るための非公式プロセスの設置を求めた。我々は、現在の膠着状態を乗り越えるために集中的な取組を開始した。ジュネーブにおいて、CDのマージンで、日本と豪州は、交渉に向けたモメンタムを構築するため、FMCTの技術的な側面を検討する専門家による一連の議論を共催している。ウィーンにおいては、ドイツ主導の取組の中で、我々は、科学的専門家によって対処されるべき問題を列挙し、これら専門家による議論のための提案を含む、FMCTの効果的検証に関するペーパーを作成した。我々は、FMCTの技術的側面を検討することを任務とする科学的専門家グループの設置は、交渉開始

を促進し、貢献できるものとする。

これらのイニシアティブを踏まえつつ、我々は引き続き交渉の即時開始を求めていく。我々の選好は、FMCTをCDの中で交渉することである。しかし、CDが2011年の実質会期でFMCT交渉の開始に合意できない場合、我々は、すでにその議題162「2010年9月24日ハイレベル会合のフォローアップ：軍縮会議の作業の再活性化及び多国間軍縮交渉の前進」の下で本件を取り上げることになっている国連総会に対し、この問題に対処し、交渉開始のために前進する方途について検討することを求める。

提案2：包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効は、多国間の課題におけるもう一つの重要な目標である。我々は、すべてのCTBT未署名・未批准国に対し、署名・批准を求める。我々は、米国及びインドネシアによって表明された、条約の批准を確保するとのコミットメントを心強く思う。我々は、核実験の効果的な終了は、国家及びグローバルな安全保障を弱めることなく、強化し、また、グローバルな不拡散・軍縮体制を著しく増強すると確信する。CTBTは15年前に署名開放され、署名・批准国は着実に増加してきた。我々は、CTBTの普遍化及びその早期発効促進にコミットしている。様々な外交の機会を活用し、我々は、未署名・未批准国に対し、署名・批准し、発効のために必要な手続を速やかに完了するよう求めていく。我々は、効果的な監視・検証体制を整備するに当たり、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会を支援することにコミットしており、また、すでに達成した業績を評価する。

提案3：2010年NPT運用検討会議において、核兵器国は、核軍縮に向けた具体的な措置の進展を加速させること、また、NPT締約国に対して報告を行うことにコミットした。さらに、信頼醸成措置として、同会議は、核兵器国に対し、可及的速やかに標準化された報告フォームに合意することを奨励した。我々は、核兵器国がコミットメントを実現する上で使用し得る標準化された報告フォームの案を作成している。我々は、核兵器国が6月のパリにおける会合において、我々の提案を検討するよう呼びかける。この案には、我々がすべての核兵器保有国が提供することを望む情報に関する我々の期待が反映されている。我々は、標準化された形式に基づく報告が、NPT運用検討会議で採択された行動計画において奨励されているように、国際的な信頼を醸成し、更なる軍縮を可能にする環境作りに寄与するものと信じる。我々は、核軍縮プロセスにおいて透明性と説明責任を高めることが重要だと認識している。

提案4：我々は、効果的な不拡散体制はすべての国にとって共通の安全保障上の利益であることを強調する。我々は、国家の核不拡散義務の遵守を検証する上でのIAEAの重要な役割を認識する。我々は、2010年12月にアラブ首長国連邦において、また、2011年3月にメキシコにおいてIAEA追加

(仮訳)

議定書が発効したことにより、我々の地域横断的イニシアティブに属するすべての国が、我々が不可欠な検証基準と考える包括的保障措置協定及び追加議定書を履行している事実を強調する。我々は、2010年NPT運用検討会議の行動計画に従って、不拡散義務の違反を確実に阻止し、かつ探知するためにIAEAが必要とする追加的な権限を与えるため、すべての国に対し、追加議定書を締結し、発効させることを求める。我々は、それぞれの地域において、二国間及び多国間で、追加議定書の普遍的適用を引き続き唱道していく。我々は、追加議定書の締結及び履行における経験及びベスト・プラクティスをすべての関心国と共有することを提案し、また、法的及びその他の支援を提供する用意がある。

7. 我々は、9月の国連総会のマージンにおける次回会合において、本日の提案の進展を確認する。我々のイニシアティブの2012年の外相会合は、トルコによって主催される。

我々は、2010年9月22日の我々の共同ステートメントで特定した、2010年NPT運用検討会議で採択された行動計画の他の主要事項について引き続き作業を進める。特に、我々は、当該地域の関係国家間で自発的に達成された手段に基づき、かつ、国連軍縮委員会の1999年のガイドラインに従って、国際的に認知された非核兵器地帯の設置が促進されることを期待し、また、そのような地帯が、地域及びグローバルな平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の実現に貢献すると確信する。この関連で、我々は、2010年NPT運用検討会議において合意された、特別会議の2012年における開催に向けた要請に従い、中東における非核兵器及びその他の非大量破壊兵器地帯の創出を促進する決定的重要性を強調する。

我々はまた、重要な不拡散の役割を担う、国家の輸出管理体制の強化を目的とした具体的な取組を進めていく。

我々は、教育が、市民の認識及び理解を深めることによって、更なる軍縮・不拡散の取組をグローバルに動員していくための強力な手段であるとの信念に基づき、軍縮・不拡散教育を積極的に促進する。

8. 我々は、地域及びグループを越えて我々のイニシアティブに示された関心を心強く思う。我々は、我々の取組に参加することを希望し、我々の提案を支持するすべての国家に感謝している。そのような幅広い取組によってのみ、必要な架け橋を構築し、また、相互に補完し合う核軍縮・不拡散という目的に向けた意味のある進展を達成することに成功するであろう。

2011年4月30日 ベルリン

軍縮・不拡散イニシアティブ第3回外相会合 (概要と評価)

平成23年9月21日
軍備管理軍縮課

1 全体概要

9月21日、ニューヨークの我が方国連代表部において、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)第3回外相会合が開催された。NPDIは、昨年9月の国連総会の機会に日豪主導で立ち上げた、核軍縮・不拡散分野における地域横断的な有志国グループであり、本件外相会合は、本年4月にベルリンで行われた第2回会合に続き、我が国と豪州が共催して国連総会のマージンで開催したもの。午後4時から5時30分まで外相会合、その後5時50分から6時30分まで共同記者会見が行われた。出席者は以下のとおり。

我が国	玄葉外務大臣(議長)
豪州	ラッド外相(共同議長)
ドイツ	ヴェスターヴェレ外相
カナダ	ベアード外相
オランダ	ローゼンダール外相
トルコ	ダーヴトオール外相
アラブ首長国連邦	アル・マズルーイ安全保障・軍事問題担当外務副大臣
チリ	スコクニッチ外務省官房長
ポーランド	ナイデル外務次官
メキシコ	ロブレド外務次官

2 会合の概要

(1) 玄葉大臣の発言

玄葉大臣は、会合の冒頭、昨年9月に立ち上げたNPDIが、(1)核兵器国と非核兵器国との橋渡しの役割を果たすべく、現実的な提案を打ち出すこと、(2)「核リスクの低い世界」の創出に向け、国際社会における中長期的な議論を主導すること、という目的の下、核軍縮の報告フォーラムの提案など、着実な成果を挙げてきたと述べた。また、NPDIが過去2回の会合での参加国の活発な議論を経て、その動向が国際社会から注目されるまでに成長したと述べた。

その一方で、玄葉大臣は、核軍縮・不拡散の分野においては、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期交渉開始をはじめとして多くの課題が山積しており、こうした課題について、2012年のNPDT運用検討会議第1回準備委員会に向けて、より行動重視の方向性を打ち出す必要性を訴えた。

(2) 各参加者からの発言

ヴェスターヴェレ独外相は、FMCTについて、軍縮の主要機関であるジュネーブ軍縮会議(CD)が機能不全に陥っていることを踏まえ、ベルリン・ステートメントで述べているとおり、国連総会に場を移して事態の進展を図る必要がある旨述べた。また、ベアード加外相は、カナダが準備しているFMCTに関する国連総会決議案について紹介しつつ、決議案への5核兵器国を含む幅広い支持を得るべく第一委員会に向けてメンバー国間で議論を深

めていく考えを示した。

ラッド豪外相は、核軍縮の報告フォームの扱いについて、5核兵器国からのフィードバックを得る必要性に触れつつ、5核兵器国との間で不拡散を含む幅広い議題で引き続き対話の機会を持ち、意見交換を行っていくことが重要と主張した。

ダーヴトオール・トルコ外相は、2012年の中東非大量破壊兵器地帯設置国際会議の成功に向け、事務総長に対して主催国及びファシリテーターの早期決定を促すよう強いメッセージを発信するとともに、包括的なアプローチにより、全ての関係国を巻き込むことが重要である旨強調した。

ロブレド墨次官は、非核兵器地帯の拡大により消極的安全保証を拡大するとともに、バイやマルチの外交の場で、NPD Iとして中東非大量破壊兵器地帯国際会議開催に向けた働きかけを積極的に行うべきとの主張がなされた。

ローゼンダール蘭外相からは、市民社会や各国議会との連携が必要との問題意識が提起された。

(3) 共同ステートメントの採択

この後、核軍縮の報告フォームの5核兵器国への提示をNPD Iの成果として言及しつつ、①核軍縮の透明性の向上、②FMCT交渉開始を巡る軍縮会議(CD)での行き詰まりを打開するためにカナダが国連総会第一委員会に提出する決議案への支持、③IAEA追加議定書の普遍化に向けた経験の共有、④輸出管理強化のための実践的提案、⑤グローバルな不拡散体制の強化及び核軍縮への貢献手段としての非核兵器地帯設置促進に向けた努力への支持、⑥軍縮・不拡散教育の精力的な推進、⑦CTBT検証システムの民生上の利益の認識とCTBT発効促進に向けたコミットメントの継続、を内容とする共同ステートメントを全会一致で採択した。

3 評価

- (1) グループ発足から1年が経ち、国際社会におけるNPD Iの存在感が増す中、国連総会という日程調整の難しい中、参加10か国中6か国の外相が集まって、具体的な論点に関し密度の濃い実質的な議論を行うことができたことは、参加各国のこの取り組みへの意欲を感じさせた。
- (2) 特に、今回の外相会合では、特に我が国が重視するFMCT交渉の早期開始、核軍縮の進展に関する核兵器国の報告フォームといった重要な事項につき、今後NPD Iとしてどのような具体的取組を行っていくかにつき、外相間で議論を深めることが出来たことは大きな意義があった。
- (3) 更に、2010年NPT運用検討会議の成果である2012年の中東非大量破壊兵器構想国際会議開催に向け、開催地及びファシリテーターの早期選定、全ての関係者を巻き込む包括的なアプローチの重要性について認識を共有し得た点は、NPD Iの中でこの問題の議論を進める役割を負うトルコが、明年春に第4回の本件外相会議国際会議を開催していることとの関係でも、大いに意義があったと思われる。

(了)

(仮訳)

軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）第3回外相会合 共同ステートメント

1. 1年前、豪州、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦の10か国は、2010年NP T運用検討会議の成果を前進させるため、現在、「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）」として知られるイニシアティブを立ち上げた。
2. 過去12か月間にわたり、我々は核軍縮の報告における透明性の向上に努め、軍縮会議（CD）の長引く行き詰まりを打開する必要性を強調してきた。
3. 2011年4月30日のベルリンでの第2回会合で、我々はNP T運用検討会議最終文書のアクション21に則って、核兵器国間の議論に貢献するため標準化された核軍縮の報告フォームの作成に取り組んだ。我々は現在、報告フォームを5核兵器国に提示し共有している。この問題における前進を後押しするための我々の努力の一環として、核軍縮の透明性向上に一層の貢献を行っていききたい。
4. ベルリン会合において、我々は、NP T運用検討会議最終文書のアクション15で求められている兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始に、CDが繰り返し失敗していることに深い懸念を表明した。また、我々は、CDが2011年の会期でFMCT交渉の開始に合意できない場合、国連総会に対し、「交渉開始のために前進する方途について検討する」こと求めると述べた。CDの2011年会期は先週、合意なく終了した。今後の方向性を検討するに当たり、NPDIは、カナダが、FMCTの即時交渉開始を求める国連総会決議を長年リードしてきたことを想起する。カナダは本年再度、同様の決議を国連総会に提出する。現状を吟味し、CDの行き詰まり打開に向けて現在進められている努力を支援し、事態を進展させる方策を提示する決議案を我々は強く支持し、他国も支持することを促す。
5. 我々各国は、CDが主要事項についての作業を開始するよう、引き続き強く求める。

6. 我々は、保障措置協定及び追加議定書が、各国の保障措置に係るコミットメントの効果的な検認の基準であると認識する。NPT運用検討会議最終文書のアクション28及び29に従い、我々は、追加議定書の締結及び実施における我々の経験を共有すべく、IAEA事務局長、及び追加議定書が未発効のIAEA加盟国に宛てた書簡を送付しようとしている。我々は引き続き、IAEAとの間で追加議定書を未締結のすべての国に対し、できる限り早期の追加議定書締結を要請する。
7. NPT運用検討会議は、各国における輸出管理が果たす不拡散上の重要な役割に留意し、各国の輸出管理制度を強化し補強するための具体的な措置を承認した。我々は、これらの措置を支援するため、実践的な提案について作業することを決定した。
8. 我々は、当該地域の関係国家間で自発的に達成された取り決めに基づく非核兵器地帯の設置促進に向けた努力を、そのような非核兵器地帯それ自体が目的ではなく、むしろグローバルな不拡散体制の強化及び核軍縮への貢献のための手段であることを考慮しつつ、強く支持する。核兵器の全面的廃絶までの間、国際的に承認された非核兵器地帯は、当該地帯内の非核兵器国に対し法的拘束力を持った消極的安全保証の拡大という重要な実質的手段を提供するものである。我々は、国連事務総長及び他の関係主体による、中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の開催に向けた努力を支持し、すべての域内国に対し、この目的に向け建設的に協力することを要請する。
9. 我々は、「核兵器のない世界」の実現に向け、核兵器使用の惨禍の実相を風化させないため、被爆者の実体験を若い世代に伝えていくことが特に重要であることを認識し、軍縮・不拡散教育を精力的に推進する。
10. 最後に、我々はCTBTの普遍化及び発効促進における我々のコミットメントを再確認する。この目標に向けて取り組む一方で、我々は、国際監視制度を含むCTBT検証システムの安全と民生上の利益を認識する。NPTメンバーは、外交的機会を活用して未署名国及び未批准国に対する働きかけを継続する。

軍縮・不拡散イニシアティブ（N P D I）第4回外相会合 （概要と評価）

平成24年6月16日
軍備管理軍縮課

資料編

軍縮・不拡散イニシアティブ（N P D I）外相会合

1 全体概要

6月16日、イスタンブールにおいて、軍縮・不拡散イニシアティブ（N P D I）第4回外相会合が開催された。N P D Iは、2010年9月の国連総会の機会に日豪主導で立ち上げた、核軍縮・不拡散分野における地域横断的な有志国グループであり、本件外相会合は、昨年9月にニューヨークで行われた第3回会合に続く4回目の会合。

会合は午後1時30からのワーキング・ランチに続きワーキング・セッションが行われ、その後5時30分より6時過ぎまで共同記者会見が行われた。出席者は以下のとおり。

我が国	玄葉外務大臣
トルコ	ダーヴトオール外相（議長）
豪州	カー外相
オランダ	ローゼンタール外相
アラブ首長国連邦	ガルガーシュ外務担当国務大臣
ドイツ	ピーパー国務大臣
カナダ	シンクレア駐リビア大使（前国際安全保障局長）
チリ	レイエス駐トルコ大使
メキシコ	アマラル駐トルコ大使
ポーランド	ウィルチェック駐トルコ大使

今回の会合の評価は以下2. また、会議の概要は以下3. のとおり。

2 評価

- （1）第一に、2010年N P T運用検討会議の行動計画の履行促進を目的として設立されたN P D Iは、今年5月のN P T運用検討会議第1回準備委員会への作業文書の提案により、グループとしての最初の具体的成果を国際社会に提示することに成功した。今後の課題は、設立当初の新鮮さが退潮する中で、引き続き軍縮・不拡散分野で具体的な意義のある成果を提示し続けることができるかどうかであり、その点がこのグループとして重要であることを、メンバー諸国の出席者が共通に感じ始めていることが看取された。
- （2）第二に、その観点から、玄葉大臣が（イ）核兵器国の民生用の原子力施設への保障措置の拡充を提案したこと、（ロ）I A E A追加議定書（A P）未締結諸国への締結促進を求め、N P D I外相が合同で書簡を発出することを提案したことは、今後の具体的成果に向けての積極的動きとして、参加諸国外相から歓迎された。同時に、他の参加諸国外相からも、（イ）核軍縮の進展の報告フォームについてのN P D I提案に対し核兵器国からは未だ返事がないが、その要請をN P D Iとして共同で行うべきではないか、（ロ）A P未締結国への働きかけをN P D I諸国が地域で分担して働きかけてはどうか、（ハ）市民社会との対話を強化する方策を具体的に進めてはどうか、といった具体的提案がなされた。これらは今後の活動の成果に向けてのステップとなった。
- （3）第三に、2010年N P T運用検討会議の行動計画に含まれている中東非大量破壊兵

器地帯設置のための国際会議の開催は、NPTの無期限延長とのパッケージとして1995年以来の懸案となっていてところ、その実施の成否はNPT体制全体の今後に大きな意味を持つ。この点から、NPDIとして強い関心がある。今次外相会議において、その会議の推進役を委託されているフィンランド外務省次官補の代理の大使より、その準備状況、克服すべき課題、関係諸国の意向、全体的見通しなどを詳細かつ包括的に聴取し、意見交換できた意義は大きかった。

(4) 第四に、NPDIでは、個別の国の問題を指摘することには慎重な姿勢を維持してきたが、北朝鮮やイランのようにNPT体制自体に対する挑戦となりつつある問題については、議論をする必要があるとの認識が確認された。こうした深刻な問題については、敢えて個別の国に関する問題であっても、踏み込んで議論する姿勢が見え始めてきたことは、今後のNPDIの取り組みに新たな扉を開くことになったと感じられた。

3 会合の概要

(1) ワーキング・ランチでのやり取り

ワーキング・ランチでは、中東非大量破壊兵器地帯構想設置構想に関する国際会議をテーマに本年開催の可能性について議論が行われた。同国際会議のファシリテーター代理であるポルホ大使（フィンランド外務省）が出席し、同大使より会議開催に向けた米英露（NPT寄託国）及び中東諸国との調整状況につきブリーフが行われた。ポルホ大使は、本件国際会議開催にあたり、考慮すべき要件として、①本構想は、核兵器を含む、全ての大量破壊兵器を対象とするものであること、②本件国際会議のマンデートは国連及びNPT寄託国の米英露にあり、彼らと域内当事国の主体的取組が重要であること、③全ての関係国の安全保障上の懸念に応えるものでなくてはならないこと、④会議の成果として将来設立される地帯は、当事国の自発的な意思によるものであること、が述べられた。

玄葉大臣からは、我が国として、域内の大量破壊兵器の脅威を除去すべくイスラエル及びイランに働きかけていること、イスラエル及びイランを含む全ての関係国の参加を得て会議が開催されることが重要であること、8月の軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム（於：長崎市）においても、本件構想を取り上げる予定である旨述べた。

各国からは、関係国が、中東和平常のフォーラムのような対立的な姿勢ではなく、友好的・建設的な姿勢で臨むことが重要、化学兵器の問題を抱えるシリアを含め、中東情勢の変化が会議にも影響を及ぼすこと、といった発言があった。

また玄葉大臣からは、NPDIとして本件国際会議の実現に向けてどのような貢献が可能と考えるかとの問題提起がなされ、ポルホ大使からは、このタイミングで会議を開催することの重要性について発信し、会議開催に向けた雰囲気醸成することを期待する旨発言があった。

(2) ワーキング・セッションでのやりとり

(ア) 玄葉大臣の発言

玄葉大臣は、NPDIが発足以来、核軍縮措置の報告フォームをはじめとして着実に成果を挙げ、NPT運用検討会議第1回準備委員会ではグループとして一定の存在感を示したとして、これまでのグループの活動を振り返りつつ、グループの存在感を高めるためには、外相レベルで軍縮・不拡散に関する議論を活性化するなど、政治的なダイナミズムを強化していく必要がある旨述べた。軍縮・不拡散分野の課題として、①NPDIが提示した核軍縮の

報告フォームについて、⑤核兵器国から前向きな反応を引き出すこと、⑥兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の一刻も早い交渉開始、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効促進、⑦IAEA追加議定書（AP）の普遍化を主張し、⑧核兵器国の民生施設への保障措置拡大に関する作業文書を我が国として提案すると述べた。また、AP普遍化を促進するためのNPTIとしての取り組みとして、AP締結への働きかけが効果的な国を特定し、NPTIメンバー国外相の連名で書簡を発出することを提案した。また、2014年のNPTI外相会合を広島で開催する予定であること、各国外相に原爆ドームをはじめ、文明の記憶に残る核兵器の悲惨さを目に焼き付けて会合に臨んで欲しいと述べた。

また、グローバルな文脈における軍縮・不拡散の問題として、北朝鮮及びイランの核問題がNPT体制への重大な挑戦であることを述べた。また、イラン核問題に関し、我が国がイラン及びイスラエルに対して問題の解決に向け働きかけを行っていることも紹介した。

（イ）各国参加者からの発言

各国からは、①核軍縮の報告フォームについて核兵器国からの前向きな反応を得る必要がある、②国際的な不拡散体制を強化すべく、関連条約への加入促進に向けた作業計画を策定する用意がある、③核軍縮・不拡散の取組を進めていく上で、一般市民、議会、学術界を含む市民社会を巻き込むことが重要であり、2013年のNPTI外相会合や2014年の核セキュリティ・サミット等の機会に、市民社会との連携を強化していく考えであること、等について発言があった。また、唯一の戦争被爆国である我が国がNPTIのメンバーであることに大きな意義があること、また日豪がパイオニアとなってこのグループを立ち上げたことを評価するとの発言があった。

APについて有望な未締結国に書簡を発出するとの我が国の提案に対しては、各国の賛成が得られた。また、北朝鮮の核問題については、各国から我が国の立場を支持する発言が相次いだ。イランの核問題については、EU3+3とイランとの会合について、今後の見通し等について発言があった。

（3）共同ステートメントの採択

この後、①核兵器国に対し、核兵器廃絶に向けた一層の努力を求める、②FMCTについてCDが会期末までに作業計画に合意できない場合、選択肢を議論する用意がある、③CTBTの無条件かつ遅滞なく署名・批准することを求める、④核軍縮・不拡散の関連条約に最大限の加入を促進するための作業計画の策定、⑤国際的な不拡散レジームの不遵守の問題への深い懸念、⑥中東非大量破壊兵器地帯設置構想国際会議に関し、地域内の全ての国と国際社会による誠実かつ建設的な関与を求める、⑦軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラムを歓迎、⑧2013年及び2014年外相会合を、それぞれオランダ及び日本で開催する、ことを内容とする共同ステートメント「イスタンブール宣言」を全会一致で採択した。（骨子につき別紙参照）

（了）

軍縮・不拡散イニシアティブ（N P D I）第４回外相会合 イスタンブール宣言（骨子）

総論

- N P Tの普遍化と効果的な履行にコミットし、２０１０年運用検討会議の行動計画の履行に向けた取組を約束。
- ウィーンで行われたN P T運用検討会議第１回準備委員会の検討と結果を歓迎。準備委員会への作業文書の提出等、N P D Iがグループとして目に見える建設的な役割を果たしたことを強調。

核兵器国の取組

- 核兵器国に対し、透明で検証可能でかつ不可逆的な方法で、非戦略核兵器を含むあらゆる種類の核兵器を削減・最終的に撤廃するための一層の努力を要請。
- ６月２７日～２９日にワシントンＤＣで行われる核兵器国の第３回会合の透明性のある結果に期待。N P D Iが提案している核軍縮報告フォームについて、核兵器国の見解を各国首都ベースで求めていくことに合意。

F M C TとC D

- ジュネーブ軍縮会議（C D）は、特に兵器用核分裂性物質生産禁止条約（F M C T）の交渉の早期開始を含む包括的な作業計画に合意し履行しなければならない。
- F M C T交渉と発効までの間、全ての核兵器国・N P T非締約国が核兵器用核分裂性物質の生産の自発的なモラトリアムを宣言・維持するよう要請。
- C Dが本年の会期末までに包括的な作業計画に合意し履行できない場合には、選択肢を議論する用意がある。この問題につき、次回N P D I外相会合で更に詳細に協議。
- 独と蘭によるF M C T専門家会合を支持。

C T B T

- 発効要件国に対し、無条件かつ遅滞なく署名・批准するよう求める。インドネシアによる批准を歓迎。
- C T B T発効までの間、核実験モラトリアムを維持するよう全ての国に求める。
- 条約の検証体制、特に国際監視体制（I M S）を構築するC T B T事務局の多大な尽力を引き続き支持。

国際的な枠組みの普遍化

- ２０１５年のN P T運用検討会議までに重要な核軍縮不拡散の関連条約に最大限の加入を促進するための作業計画を策定することに合意。
- A Pの未締結国に対して、遅滞なきA Pの締結を求めるとともに、A Pの規定の発効前の自発的な履行開始を奨励。
- I A E A包括的保障措置協定及び追加議定書（A P）を国際的な検証基準として促進。

輸出管理

- 輸出管理の重要性にかんがみ、全ての国に対し、安保理決議第１５４０号等に基づき、核及び核関連汎用品及び技術に対する適切かつ効果的な国内の輸出管理の設置、発展、見直し、及び維持を行うよう促す。

国際的な不拡散レジームの未遵守の問題

- 特定の長期にわたる国際的な不拡散レジームの不遵守の問題を深く懸念し、全ての保障措置上の義務の不遵守の問題が、IAEA憲章及び各国の法的義務と完全に整合的な形で、直ちに解決されるよう強く求める。我々は、NPT体制にとって特に懸念のある事項につき議論した。

非核兵器地帯

- 国際的に承認され、かつ効果的に検証可能な非核兵器地帯の設立を奨励、支持。
- 2012年の中東非大量破壊兵器地帯に関する会議について、2010年運用検討会議で合意された実質的な措置を明確に支持。本外相会合でのフィンランド代表との意見交換を経て、会議の成功のためのファシリテーターの努力を完全に支持。第一義的に地域内の全ての国とそして国際社会による誠実で建設的な関与を求める。

原子力安全及び核セキュリティ

- この分野におけるIAEAの中心的な役割を強調。
- 核セキュリティの強化、核物質の不法取引の予防、核テロの脅威の低減に関して、ソウル核セキュリティ・サミットの成功裡の開催と2014年の蘭でのサミット開催を歓迎。
- IAEAによる国際的な原子力安全の強化を支持。世界の原子力安全の更なる強化のため、12月の原子力安全に関する福島閣僚会議の成功に向け協働する。
- G8グローバル・パートナーシップの取組を歓迎し、核テロに対抗するグローバル・イニシアティブの貢献に留意。

軍縮・不拡散教育

- 核兵器使用の悲惨な人道的結末を懸念。この関連で、NPDIの共同の取組の不可欠な部分として軍縮・不拡散教育の重要性を認識。8月の長崎に於ける軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラムを歓迎・期待。
- 2012年のNPT運用検討会議準備委員会への市民社会からの活発な参加を歓迎し、NPT運用検討プロセスへの実質的で恒久的な貢献を認識。
- NPDIの努力に貢献し得るパートナーとのアウトリーチ活動を強化。

結語

- 次回NPDI外相会合は、国連総会のマージンにおいて9月に開催。2013年及び2014年のNPDI外相会合は、それぞれ蘭と日本で開催予定。

（了）

軍縮・不拡散イニシアティブ（N P D I）第5回外相会合 （概要と評価）

平成24年9月26日

軍備管理軍縮課

1 全体概要

9月26日、ニューヨークの豪州国連代表部において、軍縮・不拡散イニシアティブ（N P D I）第5回外相会合が開催された。N P D Iは、2010年9月の国連総会の機会に日豪主導で立ち上げた、核軍縮・不拡散分野における地域横断的な有志国グループであり、本件外相会合は、今年6月にイスタンブールで行われた第4回会合に続く5回目の会合。午前8時50分から10時まで外相会合、その後10時30分まで共同記者会見が行われた。政治レベルの出席があった国及び出席者は以下のとおり。

我が国	玄葉外務大臣（共同議長）
豪州	カー外相（議長）
オランダ	ローゼンタール外相
チリ	モレノ外相
ドイツ	ヴェスターヴェレ外相
トルコ	ダーヴトオール外相

2 会合の概要

（1）N P T運用検討会議第1回・第2回準備委員会

冒頭、日豪の両共同議長による歓迎挨拶が行われ、続いてN P T運用検討会議第1回準備委員会の議長を務めたウールコット豪州軍縮代表部大使から、同委員会に関するプレゼンテーションが行われた。その後、玄葉大臣より、来る第2回準備委員会に向けて、第1回準備委員会の成果の上に立ち、N P D Iとして、更に質の高い作業文書を出していくこと、N A MやN A C等、各グループとの対話を更に深めることが重要と考える旨述べた。

続いて玄葉大臣のリードの下、来年の次回準備委員会にN P D Iとして提出する6本の作業文書の項目（①包括的核実験禁止条約（C T B T）、②非戦略核、③核兵器の役割低減、④輸出管理、⑤非核兵器地帯、⑥核兵器国への保障措置拡大）とその分担に合意した。

（2）軍縮・不拡散関連条約の普遍化

玄葉大臣より、I A E A追加議定書（A P）の普遍化に関する外相連名書簡が近く発出されることを確認した。またローゼンタール蘭外相から、核物質防護条約の普遍化に言及があり、2014年3月にオランダで開催予定の核セキュリティ・サミットに向けた準備も念頭に、この分野でもN P D Iとしても協力できればと考えているとの発言があった。

（3）核戦力の透明性向上（報告フォーム）

N P D Iの成果である核軍縮措置の報告フォームについて、引き続き核兵器国への働きかけを行っていくことを確認しつつ、玄葉大臣から、こうした働きかけを外相レベルで行っていくべき時期にきていると述べた。

（4）兵器用核分裂性物質生産禁止条約（F M C T）

軍縮・不拡散イニシアティブ（NPT）

第5回外相会合

ニューヨーク

2012年9月26日

1. 我々、豪州、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦の外相は、2010年NPT運用検討会議の行動計画の履行を促進するための実践的なステップをさらに前進させ、そして核兵器のない世界という目標を追求する決意である。我々は、これらの目的達成に向け多くの国々が取り組んでいることを認めるが、さらに多くのことがなされる必要があると考えている。
2. ニューヨークでの会合において我々は、NPTの三本柱にわたる強固な体制を実現することに貢献するとのコミットメントを新たにした。また、6月のイスタンブールでの会合で合意したように、これまでの進展を見直し、将来の方向性を見極めた。
3. 地域横断的な軍縮・不拡散イニシアティブ（NPT）を通じ、我々は主導的な非核兵器国として、核軍縮の取組における透明性を向上させることへの我々の正当な関心を示してきた。核兵器国による透明性と報告に関する議論への貢献として、NPTは2010年NPT運用検討会議の行動計画のアクション21に基づき報告フォームの案を作成した。この報告フォーム案は、2011年6月に核兵器国に提示され、2012年にウィーンで開かれたNPT運用検討会議第1回準備委員会で、透明性に関するNPTの作業文書に添付され提出された。9月にNPT各国はこの貢献について議論するため各核兵器国の首都において協議を実施した。我々は、核兵器国の信頼醸成措置を支援するため、本件についてフォローアップすることに合意した。
4. 我々は、中東において核兵器とその他全ての大量破壊兵器の無い地帯を設置することに関する会議を自由な意思決定によってなされた取り決めにより、域内の全ての国が出席して開催することを全面的に支持する。我々は、会議の成功に向けた準備として、全ての関係国と幅広く協議しているファシリテーターの取組を認識し、これを全面的に支持する。また、中東の全ての国に対し、真摯で建設的な協力の精神で関与するよう要請する。

5. 我々は皆、包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）の発効と核の実験的爆発の恒久的停止を実現することにコミットしている。我々はＣＴＢＴフレンドズを支持し、また、未批准の発効要件国８カ国に対し出来る限り早急に条約を批准するよう一致して求める。
6. 我々は、ジュネーブ軍縮会議（ＣＤ）の議題にある４つの主要事項において、実質的な作業が行われていないことに依然深い懸念を抱いている。我々は、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（ＦＭＣＴ）の交渉の即時開始を含む包括的な作業計画の採択と履行を強く求める。国連総会決議 66/44 を踏まえ、今年の５月と８月、ＮＰＤＩのメンバー国であるドイツとオランダが、ＦＭＣＴにおける技術的作業を促進し交渉開始を支援するため、ジュネーブで科学専門家会合を開催した。ニューヨークで開催される第６７回国連総会第一委員会において、この課題に対処するため、ＮＰＤＩメンバー国であるカナダが国連総会決議を再度提案する。我々は、現状を総括し、ＣＤの停滞を打ち破るために行われている努力を支持し、前進する方法を提案する決議案を強く支持し、他国も同様にすることを奨励する。
7. 我々は、核活動の保障措置及び管理に関する主要な法的文書の支持拡大と締結に向け、共同での取組を継続することに合意した。その一環として、我々はＩＡＥＡ追加議定書についての行動を促す書簡を近く発出することを確認した。我々は、非戦略核兵器及び核兵器の役割低減に関する文書の内容を確認するとともに、２０１３年にジュネーブで開催される第２回ＮＰＴ準備委員会に向けて更に詰めていくことを歓迎する。また我々は、ＣＴＢＴ、輸出管理、非核兵器地帯、そして核兵器国における保障措置の適用拡大に関する共同作業文書を作成することにも合意した。これらの文書は、２０１５年ＮＰＴ運用検討会議第２回準備委員会に、新しいアイデアと推進力をもたらすことを目指すものである。
8. 我々は、２０１３年４月にオランダで次回会合を開催し、我々の優先課題の実施状況の進展を評価するとともに、２０１３年の準備委員会が生産的なものとなり成功するよう、我々の貢献を仕上げる。